

第 7 章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市は、これまで歴史的建造物について、文化財保護法および滋賀県ならびに本市の文化財保護条例に基づく指定文化財として保護を図ってきた。

また、指定文化財以外の歴史的建造物では、第 1 期計画の歴史まちづくり計画により、維持向上すべき歴史的風致を構成し、重点区域内に位置する歴史的建造物のうち、本市固有の歴史的風致のため保護を図る必要がある建造物を、歴史まちづくり法第 12 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致形成建造物に指定し、保護を推進してきた。

本市の歴史的風致は、その活動の場となる歴史的建造物が重要な構成要素となっており、重点区域においては、国宝彦根城天守や重要文化財となる各建造物とともに国指定以外の歴史的建造物が、彦根特有の歴史的風致を形成している。それらの建造物のうち、歴史的風致の維持および向上を図る上で必要かつ重要と認められる建造物を歴史的風致形成建造物として市が指定する。

これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、本市の歴史的風致の維持および向上を図るうえで重要であることを基本とし、当該建造物の所有者と協議のうえ、同意を得られることを前提に所有者または管理者などにより適切な維持管理が見込まれるもののうち、下記の要件および基準に該当する建造物を指定し、その保全を図るものとする。

また、重点区域においては、今後とも歴史的建造物の調査を継続的に行い、必要に応じて随時追加指定するものとする。

なお、指定した歴史的風致形成建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物または重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至った場合、または、滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した場合は、指定を解除する。

2 指定要件

本市の歴史的風致形成建造物の指定要件は、国指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物を除く重点区域内の歴史的建造物で、次のいずれかに該当する建造物とする。

歴史的風致形成建造物の指定要件	
1	滋賀県文化財保護条例（昭和 31 年条例第 57 号）第 4 条第 1 項に基づく滋賀県指定有形文化財
2	彦根市文化財保護条例（昭和 47 年条例第 11 号）第 4 条第 1 項に基づく彦根市指定文化財
3	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財（建造物）
4	景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物
5	その他、彦根市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで、保全の措置が必要な建造物として市長が必要と認めたもの

3 指定基準

本市の歴史的風致形成建造物の指定基準は、次のいずれかに該当する建造物とする。

なお、指定においては、建造物と密に関係している庭などを構成している土地又は物件も含むものとする。

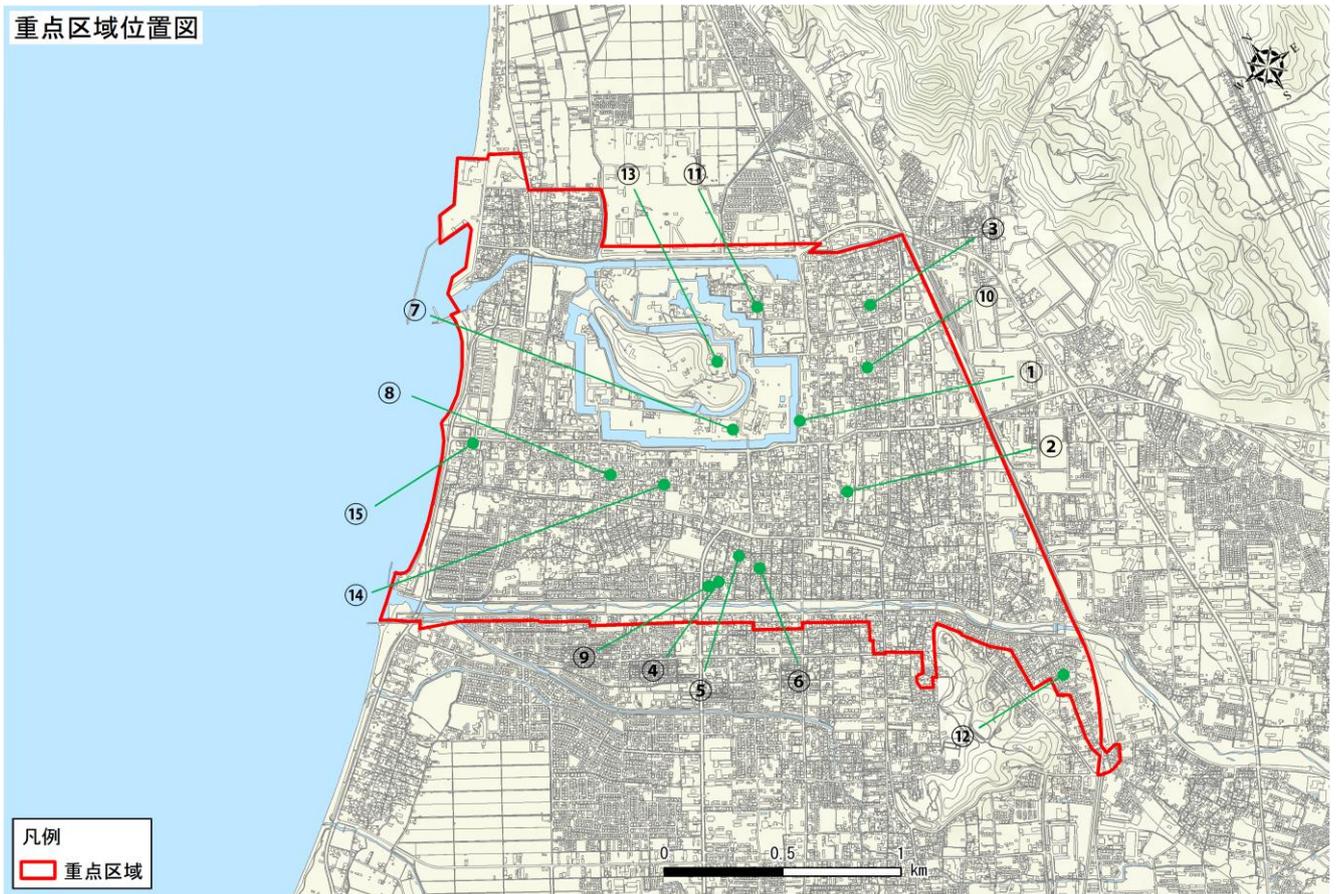
歴史的風致形成建造物の指定基準	
1	建造物の形態・意匠又は技法などの工夫が優れている建造物
2	地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
3	歴史的景観を保全するうえで重要な建造物

4 歴史的風致形成建造物の指定一覧（候補も含む）

No.	名称	写真	種別	住所	備考
1	旧鈴木屋敷長屋門		武家屋敷	立花町	市指定文化財 景観重要建造物 H30.6.13 歴史的風致形成建造物 指定
2	金亀会館		藩校	中央町	市指定文化財 景観重要建造物 H30.6.13 歴史的風致形成建造物 指定
3	中村商家保存館 (主屋・文庫蔵・酒蔵)		町家	旭町	国登録有形文化財 景観重要建造物 H30.6.13 歴史的風致形成建造物 指定
4	旧彦根藩足軽組屋敷 (善利組・中居家住宅)		足軽組屋敷	芹橋二丁目	市指定文化財 景観重要建造物 H30.6.13 歴史的風致形成建造物 指定
5	旧彦根藩足軽組屋敷 (善利組・太田家住宅)		足軽組屋敷	芹橋二丁目	市指定文化財 景観重要建造物 H30.6.13 歴史的風致形成建造物 指定
6	旧彦根藩足軽組辻番所・ 旧彦根藩足軽組屋敷 (善利組・旧磯島家住宅)		足軽組 足軽組屋敷	芹橋二丁目	市指定文化財 景観重要建造物 H30.6.13 歴史的風致形成建造物 指定
7	旧西郷屋敷長屋門 附袖塀 塀及び高麗門		武家屋敷	金亀町	市指定文化財 景観重要建造物 H30.7.19 歴史的風致形成建造物 指定
8	旧広田家(納屋七)住宅		町家	城町一丁目	市指定文化財 景観重要建造物 H30.6.13 歴史的風致形成建造物 指定

No.	名称	写真	種別	住所	備考
9	旧彦根藩足軽組屋敷 (善利組・林家住宅)		足軽組屋敷	芹橋二丁目	市指定文化財 景観重要建造物 H30.6.13 歴史的風致形成建造物 指定
10	旧彦根藩武家屋敷 (大 村家住宅) 附塀・門及び 長屋		武家屋敷	京町三丁目	市指定文化財
11	旧池田屋敷長屋門		武家屋敷	尾末町	市指定文化財 景観重要建造物 H30.6.13 歴史的風致形成建造物 指定
12	村岸家住宅		町家	沼波町	景観重要建造物 H30.6.13 歴史的風致形成建造物 指定
13	彦根城表御殿能舞台		藩庁	金亀町	市指定文化財 H30.10.1 歴史的風致形成建造物 指定
14	魚屋町長屋		町家	城町一丁目	保全の措置が必要 な建造物
15	長曾根口御門	解体保存中	城門	城町二丁目	

重点区域位置図



歴史的風致形成建造物の位置図（候補も含む）

- ① 旧鈴木屋敷長屋門
- ② 金亀会館
- ③ 中村商家保存館（主屋・文庫蔵・酒蔵）
- ④ 旧彦根藩足軽組屋敷（善利組・中居家住宅）
- ⑤ 旧彦根藩足軽組屋敷（善利組・太田家住宅）
- ⑥ 旧彦根藩足軽組辻番所・旧彦根藩足軽屋敷（善利組・旧磯島家住宅）
- ⑦ 旧西郷屋敷長屋門 附袖塀 塀及び高麗門
- ⑧ 旧広田家（納屋七）住宅
- ⑨ 旧彦根藩足軽組屋敷（善利組・林家住宅）
- ⑩ 旧彦根藩武家屋敷（大村家住宅）附塀・門及び長屋
- ⑪ 旧池田屋敷長屋門
- ⑫ 村岸家住宅
- ⑬ 彦根城表御殿能舞台
- ⑭ 魚屋町長屋
- ⑮ 長曾根口御門